

平成25年(ワ)第38号等「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原告 中島 孝 外

被告 国 外1名

## 意見陳述書

被告東京電力準備書面9の14頁1行目括弧書きについて

2014年7月15日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 馬 奈 木 巖 太 郎

### 第1 現在進行中の他の訴訟に関する言及について

被告東京電力は、準備書面9の第2の1において、被告東京電力の過失の有無の審理は実質的に必要がないと主張し、14頁1行目からの括弧書きにおいて(以下、単に「括弧書き」という)、「現在進行中の本件訴訟と同種の他の訴訟においても、複数の裁判所より被告東京電力の過失は問題とならない旨の見解が示されている状況にある」旨述べています。

ところで、日本国憲法76条3項は、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」と定めていますが、ここでいう「職権」の独立とは、裁判に関する権能の行使、すなわち、実質的意味の司法権と、それ以外の法によってとくに与えられた権能の行使について、他者の指揮や監督その他の干渉を受けないことを意味しています。また「独立」とは、司法権が他の権力から独立していることを意味するとともに、個々の裁判官が司法権内部

においても職権の独立を保障されていることを意味しています。この条項は、その文言どおり、司法権の独立とともに、裁判官の独立を保障しているのです。そして、当然ながら、この日本国憲法の規定は、本件訴訟にも適用されるものです。

今回の被告東京電力の主張は、「本件訴訟と同種の他の訴訟において」と記すことによって、本件訴訟との比較であることを明確にするとともに、「複数の裁判所より」と記すことによって、「被告東京電力の過失は問題とならない旨の見解」が一般的なものであって、むしろ本件訴訟における担当裁判官の訴訟指揮が異質であるかのごとく主張するものであります。

確定した最高裁判例や裁判例の引用でもなく、まさに「現在進行中」の「他の訴訟」を引き合いに出す被告東京電力の主張は、上記日本国憲法76条3項の趣旨をまったく正解せず、端的に言って、本件訴訟の担当裁判官に対して不当な影響力を及ぼそうとするもの以外の何物でもないと云わざるを得ません。

## 第2 他の訴訟を特定しない主張方法について

被告東京電力は、括弧書きにおいて、「複数の裁判所より」としてはいますが、単に複数とするだけで、裁判所の数やいずれの裁判所であるのかについては一切明らかにしていません。

被告東京電力のいうところの「同種の」の趣旨は必ずしも明らかではありませんが、原状回復を請求している訴訟は、原告らが把握している限り本件訴訟のみですので、そこで「同種の」という表記の趣旨を、被告東京電力に対する一定数の原告による損害賠償を請求する訴訟の趣旨だと解すると、現在、原告らが把握している限りでも、かかる訴訟は本件訴訟以外に16の裁判所に係属しています(札幌地裁、山形地裁、仙台地裁、福島地裁いわき支部、新潟地裁、前橋地裁、さいたま地裁、千葉地裁、東京地裁、横浜地裁、名古屋地裁、京都地裁、大阪地裁、神戸地裁、岡山地裁、松山地裁)。しかし、そのいずれの裁判においても、被告東京電力の過失に関する判断を不要とする裁判所の確定した所見は明示されておらず、まして、その

旨の判決が示されたところはありません。

よって、被告東京電力の括弧書きは、その内容自体においても、事実に反するものであります。

以上より、被告東京電力の「複数の裁判所より」という裁判所を特定しない方法での主張は、前記第1において述べたように、被告東京電力の主張があたかも一般的に受け入れられているかのごとく本件訴訟の担当裁判官を誤導するのみならず、いずれの裁判所であるかを特定しないという姿勢それ自体、被告東京電力の訴訟における公正さの欠如を物語るものです。

### 第3 結論

以上のとおり、被告東京電力の括弧書きにかかる主張は、本件訴訟の担当裁判官に不当な影響力を及ぼそうとするものであり、またその内容及び方法においても、本件訴訟の担当裁判官を誤導し、公正さを欠いたものであることは明らかです。

したがって、原告らは、被告東京電力に対し、当該括弧書き部分につき、直ちに撤回することを強く求めます。

以 上